

ねんりんピック岐阜 2025 中津川市売店設置要項

1 趣 旨

この要項は、「ねんりんピック岐阜 2025 中津川市開催交流大会」（以下、「交流大会」という。）において、ねんりんピック岐阜 2025 中津川市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が設置する売店の設置運営等について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置会場及び設置期間等

売店を設置する会場、期間および開設時間は、次のとおりとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

種 目	設置会場	設置期間	開設時間（予定）
卓 球	中津川市	10 月 19 日（日）	8：00～17：00
	東美濃ふれあいセンター	10 月 20 日（月）	8：00～14：30

3 出店数、出店位置及び規模

売店の出店数、出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり20㎡（2間×3間のテント1張）以内とする。ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを調整することができる。

4 経費の負担

売店の出店料は無料とする。ただし、運営に要する経費および実行委員会が設置する設備以外で必要となるものにかかる経費は、出店者負担とする。

5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

（1）スポーツ用品

（2）ねんりんピック関連グッズ

ねんりんピック標章又はねんりんピック岐阜 2025 ロゴマーク又は大会マスコット「ミナモ」を利用した商品であり、権利者に利用承諾を得ているもの。

（3）観光物産品

（4）飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下、「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は、簡素な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において、下処理されたものを搬入して、提供直前に加熱処理を行う程度のものであること。

- (5) 宅配便
- (6) その他、実行委員会が必要または適当と認めたもの

6 出店者条件

売店の出店者は原則として、次の（１）かつ（２）に該当する者で、実行委員会が適当と認めた者とする。

（１）次の条件のいずれかに該当する者

- ア 申請時に１年以上、中津川市に店舗を有して営業をしている者（飲食物調理出店においては店舗を有し営業許可を受けて営業している者）
- イ 大会に関連するスポーツ用品販売業者、ねんりんピック関連グッズ、観光物産品または飲食物に係る関係団体等
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）
- エ 競技団体の推薦がある者
- オ ア～エに掲げる者のほか、実行委員会が認めた者

（２）次の条件すべてに該当する者

- ア 交流大会期間中、継続して出店することができること。ただし、障害者支援施設については、この限りではない。
- イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
- ウ 営業店舗が、出店申請の日からさかのぼって過去１年間法令等に違反して処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、過去３年間食中毒等における行政処分歴がないこと。
- オ 申請書提出時点において、法人税または所得税ならびに消費税および地方消費税の滞納がないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第２条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。
- キ 販売員として、暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。

7 出店者の運営の基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、実行委員会の指示に従うものとする。

（１）食品関係売店

- ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。
- イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止および直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
- エ 廃棄物容器および汚水容器は、汚液および汚臭が漏れない構造で、耐水性材質に作ら

れ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるよう陳列すること。

8 運営設備等

売店出店に伴う設備等は、次のとおりとし、実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを変更できるものとする。

(1) テント（2間×3間） 1張

(2) 長机6台

(3) 椅子4脚

なお、実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者で準備すること。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで、「出店申請書（様式第1号）」を実行委員会に提出するものとする。

(1) 出店概要書（様式第2号）

(2) 売店従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第3号）

(3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

(4) 取扱い食品及び調理販売方法（様式第5号） ※飲食物・現場調理品提供者のみ

(5) 営業に関する許可証等の写し

(6) 中津川市税の完納証明書またはその写し（提出日から3か月以内に発行されたもの）

(7) 直近の事業年度の法人税または所得税ならびに消費税および地方消費税について未納のない証明書（国税通則法における納税証明書その3の2またはその3の3）またはその写し（提出日から3か月以内に発行されたもの）

(8) 売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証等）

(9) 出店許可証等、出店実績を確認することができる書類（「6 出店者条件」(1) エに該当する場合に限る）

(10) その他、実行委員会が必要に応じて提出を求めるもの

10 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、出店申請者数が、「3 出店数、出店位置および規模」で示した各会場の売店設置数を超えたときは、郷土品のPRおよび障害者支援施設の出店又は各競技主管団体の推薦者を優先し、これによりがたい場合は、抽選により選定するものとする。

また、実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

11 出店許可証の交付

実行委員会は出店者として選定した者に対し、「出店許可証（様式第6号）」を交付するものとする。

1.2 保健所への届出

臨時営業許可を必要とする出店者については、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所へ許可申請を行い、許可証の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

1.3 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

1.4 売店責任者

- (1) 出店者は、当該販売員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、販売員の指導に努めなければならない。

1.5 禁止事項

出店者およびその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡または転貸し、若しくは管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立売り、呼込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料および危険物を販売すること。ただし、実行委員会が観光物産品と認めたアルコール飲料はこの限りでない。
- (5) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (6) 拡声器および音響器具類を使用すること。
- (7) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

1.6 遵守事項

出店者およびその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する「出店許可証」を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日適宜各自で適正に処理すること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示す

ること。

- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物の販売する売店にあつては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する通行許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として搬入車両は、1 売店 1 台とする。
- (9) 服装は、清潔なものを着用し、接客にあたつては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 実行委員会が別途交付する I D カードを着用すること。
- (11) 天候の悪化等の事情により実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。
- (13) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。
- (14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会および売店監督員の指示に従うこと。

1 7 管理運営

売店における販売品および売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切責任を負わないものとする。

1 8 事故等発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生したとき、売店責任者は初期対応にあたり実施本部へ連絡を行い、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

1 9 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償等を請求できないものとする。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営において不適当と認めたとき。

2 0 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

2 1 損害賠償

出店者（販売員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

2 2 補填及び補償

- （１）出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償の実行委員会に請求することはできない。
- （２）出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の保証を実行委員会に請求することはできない。

2 3 個人情報の取扱い

売店販売員等の個人情報は、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

2 4 本要項によらない設置及び運営

公募しても出店の申請がない場合又は交流大会を円滑に運営する上で競技団体から本要項によらない設置運営について申入れがあり、実行委員会が適当と認めた場合は、その出店に係る設置及び運営方法については、本要項によらず、競技団体と実行委員会において協議の上、決定する。

2 5 その他

この要項に定めるもののほか、売店設置、運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要項は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要項は、令和 7 年 1 0 月 3 1 日限り、その効力を失う。